

平成 2 8 年 1 1 月定例会

県土整備委員会説明資料(その 2)

企 業 局

目 次

I 提 出 案 件	1
1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	1

I 提出案件

1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(1) 改正の理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、扶養手当の支給要件が改められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正の概要

ア 企業局長が定める職員に対しては、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととする。

イ その他所要の改正を行うこととする。

(3) 施行期日

平成29年4月1日から施行する。ただし、(2)アについては、平成32年4月1日から施行する。

